

〇社

第1回実力判定公開模擬試験

住民税

次の〔資料〕に基づき、X県Y市に住所を有する甲及びその家族が納付すべき平成30年中の所得に係る所得割、均等割についての道府県民税の額及び市町村民税の額並びに甲の妻に関する分離課税に係る所得割及び平成29年度分の住民税のうち平成30年において徴収される各月ごとの税額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出せよ。課税に必要な事項は適切にX県及びY市に申告されている。

なお、X県Y市の条例においては、所得割及び均等割ともに標準税率を採用している。また、Y市の条例では、均等割の非課税に係る基準については、地方税法施行令第47条の3の規定に基づき、基本額を315,000円、加算額を189,000円と規定しており、地方税法第311条に該当するときは1,500円減額する軽減措置を規定している。

(2) 甲の妻(昭和41年10月10日生) (甲と生計を一にし、同居を常況としている。)

平成30年3月の給与の支払を最後に以前より勤務していたF社を退職している。障害者になったことに直接起因して退職したと認められる。支給を受けた給与等に係る所得は次のとおりである。平成30年5月現在、身体障害者手帳に3級と記載されている。なお、平成29年度分の住民税の年税額は120,000円であった。

問題として、かり読み

- ① 給与所得の収入金額 2,000,000円
- ② 退職所得の収入金額 9,800,000円(勤続期間20年3か月)

甲の妻

書き方 暗記

- 分離課税に係る所得割  
 退職所得の金額  $\{9,800,000 - (8,000,000 + 700,000 \times (21年 - 20年) + 1,000,000)\} \times \frac{1}{2} = 50,000$   
 県民税 X県  $50,000 \times 4\% = 2,000$   
 市民税 Y市  $50,000 \times 6\% = 3,000$
- 平成31年度の住民税(非課税判定)  
 (注) 障害者かつ  $1,220,000 \leq 1,250,000 \therefore$  非課税②  
 (注)  $2,000,000 - (2,000,000 \times 30\% + 180,000) = 1,220,000$
- 平成29年度の特別徴収税額  
 $120,000 \div 12 = 10,000$  平成30年 1月10,000 2月10,000 3月10,000  $\times 3 = 30,000$

甲の妻	平成30年中に特別徴収された税額	平成30年中に特別徴収された税額の内訳	
		道府県民税	市町村民税
分離課税に係る所得割	5,000	2,000	②3,000
1月	10,000	—	—
2月	10,000	—	—
3月	②30,000	—	—

退職日が1~4月の間の3月であるため申出がなくして退職月に一括徴収となる

甲

盗難の為、災害関連支出の計算はなし

① 現金の盗難による損失額 788,000円

Ⅲ 所得控除額

雑損控除 99,500②  $788,000 - 6,885,000 \times 10\% = 99,500$

甲の妻の合計所得金額は、1,220,000円なので配偶者特別控除の対象となり、甲の合計

所得金額が9,500,000超10,000,000以下なので  $30,000 \times 3 = 10,000$ となる

配偶者特別控除 10,000② 合計所得金額  $6,885,000 + 3,000,000 = 9,885,000$

★ 調整控除にあつては、配偶者の合計所得金額が45万円未満ではないので考慮する必要なし

(2) 所得割

① 課税及び課金

$500,000 \times 4\%② = 20,000$

② 調整控除

イ  $50,000 + (180,000 + 130,000) = 360,000$

ロ 500,000

ハ  $イ < ロ \quad 360,000 \times 2\% = 7,200$

甲の妻が障害者控除の対象とならぬことは表示!!

障害者控除の対象者の合計所得金額が35万円以下でなければ対象とならぬ!!